令 和 3 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

亀山市監査委員

目 次

		貝
1	監査の種類	1
2	監査の対象及び期間	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の方法及び項目	1
5	監査を執行した監査委員	2
6	監査の結果	2
	亀山市土地開発公社	3
	産業建設部用地管理課	3
	亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合	3
	産業建設部都市整備課	3
	社会福祉法人亀山市社会福祉協議会	4
	健康福祉部地域福祉課	4
	公益財団法人亀山市地域社会振興会	4
	生活文化部文化スポーツ課	4

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2 監査の対象及び期間

令和2年度(令和2年4月1日~令和3年3月31日)の出納その他の事務の執行について、下表の団体を対象に監査を実施した。

実施月日	監査対象団体	監査対象部署
11 月 16 日	公益財団法人 亀山市地域社会振興会	(所管課) 生活文化部文化スポーツ課
11 Д 10 Ц	亀山市土地開発公社	(所管課) 産業建設部用地管理課
11月18日	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	(所管課) 健康福祉部地域福祉課
11 / 10 日	亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合	(所管課) 産業建設部都市整備課

3 監査の着眼点

亀山市監査基準に従い、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適 正かつ効率的に行われているかを主眼において実施した。

4 監査の方法及び項目

所管課及び対象団体から下記の項目について、資料の提出及び関係書類の 提示を求め、書面調査並びに説明聴取を行った。

【所管課】

- (1) 補助金交付状況
- (2) 出資の状況
- (3) 前年度(又は前回) 監査の指摘事項等の措置状況

【団体】

- (1)団体の概要(定款(写)、業務内容、組織の状況等)
- (2) 事業の成果と実績
- (3) 工事の執行状況

- (4)業務委託の状況
- (5) 補助金の交付と執行状況
- (6) 財産管理の状況
- (7) 理事会・委員会等の状況
- (8) 提出資料
 - ・令和2年度決算書類(事業報告書、決算報告書及び財務諸表等附属書類)

5 監査を執行した監査委員

国分 純、 豊田 恵理、 峯 裕

6 監査の結果

監査の対象とした各財政援助団体等における出納その他の事務の執行について、関係諸帳簿、書類の照合検査を行ったところ、おおむね適正に処理されていると認められた。

指摘事項及び意見は、次に記載したとおりである。

≪対象団体≫

【亀山市土地開発公社】

- 1 指摘事項
 - ・ 特になし

2 意見

・ 亀山市土地開発公社が管理する公有用地には、事業目的のための公共用地と代替用地があるが、公共用地の中に既に事業が終了した土地や代替用地として取り扱うべき土地が見受けられるので整理されたい。

≪所管課≫

【産業建設部用地管理課】

- 1 指摘事項
 - ・ 特になし

2 意見

・ 特になし

≪対象団体≫

【亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合】

- 1 指摘事項
 - ・ 特になし

2 意見

・ 特になし

≪所管課≫

【產業建設部都市整備課】

- 1 指摘事項
 - ・ 特になし

2 意見

・ 特になし

≪対象団体≫

【社会福祉法人亀山市社会福祉協議会】

- 1 指摘事項
 - ・ 特になし

2 意見

・ 「社会福祉法人亀山市社会福祉協議会福祉ボランティア活動団体助成 事業実施要綱第5条」に規定する三役会の定義を整理されたい。

≪所管課≫

【健康福祉部地域福祉課】

- 1 指摘事項
 - ・ 特になし

2 意見

・ 市補助金の交付申請、実績報告等の事務処理について、事業ごとに補助 対象の明細を明らかにし、より適正に処理されたい。

≪対象団体≫

【公益財団法人亀山市地域社会振興会】

- 1 指摘事項
 - ・ 特になし

2 意見

・ 特になし

≪所管課≫

【生活文化部文化スポーツ課】

- 1 指摘事項
 - ・ 特になし

2 意見

・ 特になし